（人事院規則一―三四の一部改正）

第三条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係） 一　（略） 二　給与	**別表**　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係） 一　（略） 二　給与
人事管理文書の区分	人事管理文書の区分
（略）	（略）
規則九―二四（通勤手当）	規則九―二四（通勤手当）
（略）	（略）
第四条第一項の要件の具備を証明する書類	第四条第一項の要件の具備を証明する書類
第四条第一項の駐車場等たる要件の具備及び駐車場等の料金を証明する書類	
（略）	（略）
人事管理文書の例	人事管理文書の例
（略）	（略）
新幹線鉄道等に係る特例の支給要件を具備するかを確認するための書類	新幹線鉄道等に係る特例の支給要件を具備するかを確認するための書類
駐車場等に係る支給要件を具備するかを確認するための書類 駐車場等の料金を確認するための書類	
（略）	（略）
保存期間	保存期間
（略）	（略）
確認に係る要件を具備しなくなる日に係る特定日以後六年	確認に係る要件を具備しなくなる日に係る特定日以後六年
（略）	（略）
保存期間満了時の措置	保存期間満了時の措置
（略）	（略）
（略）	（略）
三～二十　（略）	三～二十　（略）
備考	備考
一～五　（略）	一～五　（略）

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―三四―三六

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第十五条において同じ。）の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。	（趣旨） **第一条**　初任給調整手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。